

岩手県告示第296号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成25年岩手県告示第62号）で公示した公共測量を終了した旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年4月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 紫波郡矢巾町土橋地内から盛岡市永井地内まで
- 2 実施した期間 平成24年12月11日から平成25年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（数値地形図作成）